

		堆肥の施用 +5割減減	緑肥の施用 +5割減減	有機農業	炭の投入 +5割減減	総合防除 +5割減減
申請時	①実施計画書	農業者様式1	○	○	○	○
	②ほ場一覧	農業者様式2	○	○	○	○
	③取組計画	農業者様式3	○	○	○	○
	④ほ場の本地面積が確認できる書類 (共済細目書等の公的資料)		○	○	○	○
	⑤農場管理シート・現地確認チェックリスト 又は有機JAS認証書の写し	添付様式3 (様式第3号)			○	
	⑥施肥管理計画	農業者様式4 (参考様式第5号)	○			
	⑦土壤診断結果 (※)		○		△	

※有機農業は、「炭素貯留効果の高い有機農業」を実施する場合(加算措置を適用する場合)のみ必要

⑧実施状況報告書	農業者様式5	○	○	○	○	○
実施状況報告書 提出書類一覧	農業者様式5の別紙1	○	○	○	○	○
要件報告書(該当する場合のみ)	農業者様式5の別添	△	△	△	△	△
振込口座情報(変更ない場合添付省略)	農業者様式5の別紙2	△	△	△	△	△
②ほ場一覧	農業者様式2	○	○	○	○	○
⑨環境負荷低減のチェックシート 又はGAP認証通知書の写し	様式第14号	○	○	○	○	○
⑩取組実績(生産記録に記載している場合省略)	農業者様式3	○	○	○	○	○
⑪生産記録	農業者様式6	○	○	○	○	○
又は 県認証の栽培管理記録及び認証通知及び該当ほ場一覧		△	△	△	△	△
又は 有機JAS認証書の写し及び該当ほ場一覧		△	△	△	△	△
実施状況報告時	※生産記録の添付 有機農業で使用した資材の資材証明書等の写し又は 有機JAS認証書の写し			○		
⑫主作物についての出荷・販売伝票等		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
⑬取組状況のわかる写真		※	※	※	※	※
⑭緑肥(カバークロップ等)の種子購入の伝票等			○			
⑮緑肥(カバークロップ等)の標準播種量のわかるカタログ等			○			
⑯堆肥の購入伝票の写し		○				
又は堆肥の散布証明書の写し		(○)				
⑰堆肥の原材料のわかる資料等の写し		○				
⑱堆肥の成分証明書等の写し		○				
⑲施肥管理計画及び土壤診断結果	参考様式5号	(○)				
⑳使用した資材の資材証明書等の写し				○		
㉑種子の購入伝票(組替えDNA技術を利用していない種子であることがわかる書類)				○		
㉒有機JAS認定書の写し				(○)		
㉓炭の伝票等の写し					○	
㉔新潟県IPM実践指標						○

※ 市町村が各ほ場の取組状況を写真で確認する場合は必要

## 環境保全型農業直接支払交付金に係る提出資料一覧

### 1 支援対象農業者→農業者団体 提出書類

名称				留意点等
共通 <必須>	①実施計画書	農業者様式 1	毎年度、栽培開始前に提出	
	②ほ場一覧（ほ場別の面積及び取組内容のわかるもの） ③ほ場面積等が確認出来る書類	農業者様式 2	・対象農地面積は、本地面積（畦畔・法面を含まない。） ・支援対象面積の根拠資料として、共済細目書等の公的資料等の写し	
	④取組計画	農業者様式 3		
申請時	⑤農場管理シート・現地確認チェックリスト又は有機JAS認証書の写し	添付様式 1 (様式第1号)	事業実施計画書と併せて提出	
堆肥の取組	⑥施肥管理計画	農業者様式 4 (参考様式第2号)	・炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用の取り組み（以下、堆肥の取組）の場合に添付 ※ 施肥管理計画等により、土壤診断結果を踏まえた適切な堆肥施用（窒素及びリン酸について、必要とする投入成分量を超えない施肥設計）が行われていること。 ・有機農業の加算措置適用を受ける場合にも提出が必要。	
堆肥の取組・有機農業（加算措置）	⑦土壤診断結果書類	—		
共通事項	⑧実施状況報告書（押印したもの）	農業者様式 5	終了後速やかに提出（各団体で報告期限を設定） ※団体は、取組終了後1ヶ月又は市町村の定める期限までに市町村に提出できるように、農業者の提出期限を設定すること	
	②ほ場一覧（ほ場別の面積及び取組内容のわかるもの） ③ほ場面積等が確認出来る書類	農業者様式 2	・算定対象農地面積は、本地面積（畦畔・法面を含まない） ・支援対象面積の根拠資料として、共済細目書等の公的資料等の写し	
	⑨環境負荷低減のチェックシート 又はGAP認証通知書の写し	様式第14号	支援対象農業者毎に提出	
	⑩取組実績	農業者様式 3	生産記録に取組実績を記載している場合、省略可能	
	⑪生産記録 ※育苗や堆肥散布等の資材を使用する作業を委託している場合は、その証明書	農業者様式 6	5割低減又は有機農業（土作り）に関して確認 ○委託作業別の証明事項 ・育苗 使用資材、箱当たりの使用量、作業年月日等 ・ほ場での作業 対象ほ場、面積、散布量、散布年月日等	
実施状況報告時	新潟県特別栽培農産物等認証制度の県認証栽培管理記録（別紙4）及び認証通知又は有機JAS認定書の写し ※添付：認定されたほ場の一覧		・左記書類の提出により、認定ほ場に係る生産記録等の省略が可能 ・ほ場一覧は、交付金の対象ほ場がどこかわかるようにすること。	
	⑫主作物についての出荷・販売伝票等		取組面積が10a以上の場合、省略可能	
	要件報告書		以下のいずれかに該当する場合、必要 ①有機JAS認定を受けた認証通知書等をもって、生産記録の提出に代える農業者 ②新潟県特別栽培農産物認証制度の認定を受けており、新潟県特別栽培農産物認証通知書をもって、生産記録の提出に代える農業者 ③見込みで実施状況報告書を提出した農業者 ④実施状況の報告時点で、出荷・販売等を行っていない農業者	
共通事項	⑬取組状況のわかる写真 等 (ほ場番号や場所、撮影した日付がわかる様に撮影して下さい)		市町村が各ほ場の取組状況を写真で確認する場合必要	
緑肥の施用	⑭種子の購入量を証明する購入伝票等の写し			
	⑮標準は種量を証明するカタログ等の写し		カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培の取組の場合、提出必要	

名称		留意点等	
堆肥の施用	⑯堆肥の伝票等の写し（10aあたり散布量のわかるもの）		<ul style="list-style-type: none"> <li>散布委託の場合は、堆肥の散布証明書等</li> <li>堆肥を購入している場合は、伝票類（購入量がわかるもの）</li> <li>自給堆肥の場合は、原料等が記載された書類</li> </ul> <p>※堆肥散布証明書等は、対象ほ場、面積、散布量、散布年月日等がわかるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ペレット堆肥の場合は、製造者による原料堆肥から重量の減少度合いを証明する書類</li> </ul>
	⑰堆肥の原材料のわかる資料等		原材料のわかる資料として、カタログや肥料袋の表示の写しの他、製造者の証明書等
	⑱堆肥の成分証明書		C/N比10以上であること。
	⑲施肥管理計画	参考様式5号	申請時の施肥管理計画から基肥の施用量（堆肥を含む）が大幅に増えた場合（概ねの範囲内の場合は省略可）は、変更後の施肥管理計画を提出すること。
実施状況報告時	⑳使用した資材の資材証明書等の写し		有機農産物の日本農林規格表A.1、B.1の肥料又は農薬であることがわかること。（有機JAS認定書の写しで代替可）
	㉑組替えDNA技術を利用していない種子であることがわかる書類（種子の購入伝票等）の写し		
	㉒有機JAS認定書の写し（JAS法第10条の有機農産物の生産行程管理者として認定された者の場合）及び取組ほ場※添付：該当ほ場一覧		左記書類の提出により、認定ほ場に係る生産記録等の省略が可能
	㉓炭素貯留効果の高い有機農業を実施（加算措置を適用）する場合、併せて実施する取組（堆肥の施用・綠肥の施用・炭の投入）に係る書類		必要書類は⑯～⑲、㉑に準ずる。
炭の投入	㉔炭の伝票等の写し（10aあたり散布量のわかるもの）		自ら製造した炭を施用する場合は、使用した原料、製造方法を示すもの
総合防除	㉕新潟県IPM実践指標		

## 2 農業者団体の保管書類

以下の書類を整理し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。

- (1) 往復文書（市町村と農業者団体、構成する農業者と農業者団体）
  - ※ 1の書類を含む
- (2) 経理書類
  - 支払関係に関する書類（起票、支払一覧 等）
  - 通帳、金銭受け払い簿（現金払いの場合）
- (3) 推進活動の実施内容等がわかる書類
- (4) その他、交付に関する書類・交付申請の基礎となった書類